

(公財) 茨城県国際交流協会  
日本語教育アドバイザー設置要綱

1 目 的

公益財団法人茨城県国際交流協会（以下、協会という。）は、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「(公財) 茨城県国際交流協会日本語教育アドバイザー」（以下、日本語教育アドバイザーという）として登録し、茨城県内で実施される地域日本語教室の日本語学習支援者講座等に派遣する。

2 活動内容

- (1) 県内の日本語教室の実施する研修会等の講師として派遣する。（派遣要領：別紙）
- (2) 協会及び市町村や民間国際交流団体の実施する日本語学習支援者講座の講師として派遣する。
- (3) その他、日本語教育に係わる事業へ派遣する。

3 応募及び資格

(1) 日本語教育アドバイザーの登録の条件

次のいずれかに該当し、日本語教育の経験がある者。

- ① 日本語教育能力検定試験所持者
- ② 日本語教師養成講座（文部科学省ガイドラインの420時間）修了者
- ③ 四年制大学または大学院の日本語学科または日本語教育を主専攻、または副専攻で卒業した方

(2) 応募方法

「(公財) 茨城県国際交流協会日本語教育アドバイザー登録申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、協会に提出する。

**※提出書類：ア）(公財) 茨城県国際交流協会日本語教育アドバイザー登録申込書  
イ）上記（1）の日本語教育に関する資格取得証明書の写し**

(3) 登録及び活用

協会は応募者の中から適当と判断される方を日本語教育アドバイザーとして登録し、地域日本語教育を実施する団体に派遣する。

(4) 登録期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 謝金等の負担

- (1) 日本語教育アドバイザーの派遣に係わる謝金及び交通費については、原則として協会が負担する。
- (2) 謝金及び交通費の額については、協会所定の（公財）茨城県国際交流協会日本語教育アドバイザー派遣標準報酬額表等による。



講座の内容について

得意な項目があれば、☑を入れてください。(複数選択可)

- 世界と日本
- 異文化接触
- 日本語教育の歴史と現状
- 言語と社会の関係
- 言語使用と社会
- 異文化コミュニケーションと社会
- 言語理解の過程
- 言語習得・発達
- 異文化理解と心理
- 地域日本語教育の多様性
- 日本語学習支援
- 異文化間教育とコミュニケーション教育
- 言語教育と情報
- 言語の構造一般
- 日本語の構造
- 言語研究
- コミュニケーション能力
- その他

文化審議会国語分科会(H31)「日本語学習支援者研修における教育内容」

『日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版』p.61